

千駄木ふれあいの杜の都市公園化について

1 目 的

千駄木ふれあいの杜については、都市緑地法第 55 条に基づき、土地所有者と市民緑地契約を結び、平成 13 年 10 月から市民緑地として一般開設してきた。

この度、土地所有者からの寄附手続きが完了したため、都市公園法第 2 条の 2 により都市公園を設置した。

2 都市公園の概要

名称	千駄木ふれあいの杜
所在地	文京区千駄木一丁目 11 番
面積	約 1,108 m ²
種類	都市林
供用開始	平成 28 年 4 月 1 日

※都市林：主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園。